

令和4年度 青森県・つがる市 連携融資制度

青森県では、事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者を対象に、青森県特別保証融資制度を実施しています。

つがる市は、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、青森県信用保証協会を通して信用保証料の補助を行います。

補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ① 現に企業を営む者又はこれから創業する者で、市内に事業所を有する中小企業者
- ② 青森県特別保証融資制度（次のいずれかの資金）により融資を受けた方
 - ・青森県「選ばれる青森」への挑戦資金
 - ・青森県経営安定化サポート資金
 - ・青森県事業活動応援資金
 - ・青森県経営力強化対策資金

※太陽光発電設備の導入に係る事業は補助対象に含めない。

補助内容

次のいずれかの補助をします。

- ① 信用保証料の10分の4を補助します。
- ② 「選ばれる青森」への挑戦資金「県内で中小企業者として創業する事業」については、全額補助とします。（ただし、借入金は1,000万円以内且つ借入期間が10年以内（据置期間1年を含む）とします。）
- ③ 「選ばれる青森」への挑戦資金「金融機関提案枠」のうち、借入金が1,000万円以上の設備資金については、信用保証料の10分の5を補助します。

（補助金は「つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則」に基づき、青森県信用保証協会に交付します。）

実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県特別保証融資制度を利用することは可能です。）

お問い合わせ先

つがる市商工労政課 電話 0173-42-2111

○信用保証料補給金申請に関すること

青森県信用保証協会 電話 0173-35-4121

○青森県特別保証融資制度に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368 (直)

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 「つがる市簡易小口資金」(または「つがる市活性化資金」)の借入金残高がありますが、この制度を利用できますか？

A1. 「つがる市簡易小口資金」(または「つがる市活性化資金」)の借入金残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。

Q2. 一企業が、補助対象となる複数の資金を利用した場合、それぞれで信用保証料の補助を受けることは可能ですか？

A2. できます。一企業が同一年度内に補助対象となる複数の資金を利用した場合は、それぞれの資金について、信用保証料の10分の4又は10分の5及び特定の条件を満たした場合は全額を補助します。

Q3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A3. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。

また、保証料の補助については、融資を受けた後、「つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則」の規定により、青森県信用保証協会に必要書類を提出して、つがる市商工労政課へ交付申請を行ってください。(青森県信用保証協会を経由して交付申請できます。)

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(順不同)

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫 〕